

2026 年度 一橋大学複合領域コース学生出願要項

1. 制度の概要

2001 年 3 月に東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京工業大学、一橋大学（東京医科歯科大学と東京工業大学は、現「東京科学大学」）の間で締結された「四大学連合憲章」は、2025 年 7 月に、新メンバーとしてお茶の水女子大学を加え、四大学未来共創連合として、新憲章が締結されました。新憲章では、東京から世界へと知をつなぐ共創の中核となり、深い専門性と広い視野を兼ね備えた人材を育成する教育への革新、分野を超えた知の融合による研究の深化などを通じ、人類社会の持続可能な発展に貢献していくこととしています。

この制度は、所属大学在学中に複合領域コースで定められた履修科目の所要単位を修得し、かつ卒業要件を満たした場合にコース修了を認定するものです。

なお、2026 年 4 月に開始される新制度では、複合領域コースとは別に、四大学間の相互履修も可能となります。コース修了は目指さないものの、お茶の水女子大学、東京外国語大学、東京科学大学の科目履修のみを希望する場合は、本要項による出願は不要で、相互履修制度による申請を行ってください。申請手続きに関する詳細は、後日 CELS で通知します。

2. 出願資格

2026 年 4 月時点で 2 年次以上の学籍を有する見込の者。ただし留学又は休学等により単位未修得の者、極端に修得単位が少ない者、成績が不良な者は除きます。

3. 出願手続き等

(1) 出願方法

「複合領域コース（特別聴講学生）願書」を出願期間内に manaba のレポート提出機能にて提出してください。

(提出先)manaba > 国内単位互換制度(学部生向け)(コースコード:2024022901)

> レポート > 2026 年度 一橋大学複合領域コース学生出願受付

(2) 出願期間

2026 年 1 月 19 日（月）～ 1 月 30 日（金）

(3) 選考結果の通知

選考結果は 3 月中に CELS 掲示板で通知します。

4. 履修計画等

(1) 履修期間

履修期間は、履修する授業科目が開講されている授業期間とし、複合領域コースで定められた履修科目の所要単位を修得し、かつ卒業要件を満たすまで延長されます。

(2) 履修計画

本学での履修計画に支障のない範囲で、なおかつ協定大学までの通学時間を考慮の上、無理のない履修計画を立ててください。

オンライン開講の授業であっても、本学での履修科目と授業時間が一部でも重複している場合、協定大学の科目を履修することは認められません。また、協定大学は本学と学事暦が異なるため、履修を希望する科目の試験期間等も確認の上、履修を申請するようにしてください。なお、履修を申請した科目については、履修登録後、協定大学が定める方法により履修の可否が決定されるため、申請しても履修が認められない場合があります。

(3) 履修提供科目

履修できる授業科目は、コースごとに定められている授業科目とします。

(4) 履修科目の評価方法

履修科目の評価（試験・レポート等）の方法については、当該履修科目を提供する協定大学の規則の定めるところによります。

なお、本学と協定大学の試験日時が重複した場合の追試験は、本学の授業科目について、本学の学部履修規則第18条の定めにより措置します。

(5) 単位認定

協定大学において修得した単位については、協定大学からの成績通知に基づき本学の「国内交流科目」として認定し、卒業要件の単位としては、自由選択科目の単位として扱います。

(6) 履修登録限度の特例

協定大学で履修しようとする科目についてはキャップ制には含まれず、履修登録限度を超えて履修することができます。

(7) 成績証明書への記載

協定大学において単位が授与された授業科目の成績証明書への記載については、協定大学における授業科目名・単位を記載し、授業科目名の後に、括弧付で協定大学名を記載します。また、成績については評価の区別をつけず「E（合格）」と記載します。「F（不合格）」の場合は記載されません。

5. 授業料等

本学の授業料は納入しなければなりませんが、特別聴講学生としての資格取得のための検定料・入学料及び授業料は徴収しません。

6. 協定大学の施設の利用

履修上必要な施設・設備（附属図書館、食堂等）を利用することができます。通学及び施設の利用にあたっては本学学生証を携行した上で、協定大学の指示に従ってください。